

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（重点調査）

第11条 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契

約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
- 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

仕様書

【業務目的】

徳島小松島港は、四国東部の紀伊水道沿岸のほぼ中央に位置し、背後には徳島県の政治・経済・文化の中心地である徳島市及び小松島市を擁し、古くから大阪、神戸、和歌山など近畿経済圏との結びつきが強く、本県の海上交通の要衝として重要な役割を果たしている。本港の港湾計画は、策定から20数年経過し、求められる物流・防災機能が大きく変化していることから、港湾機能の再編も含め今後の徳島小松島港のあり方について検討をしているところである。当該業務は、上記検討を進めるに当たって基礎となる資料を取りまとめることを目的とするものである。

【業務内容】

1. 計画準備

業務を行うに当たって事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項について整理した業務計画書を作成する。

2. 現況特性の把握

港湾の現況、自然条件及び社会・経済条件の現況等を把握するために必要な既存資料及び参考文献等を収集整理し、その特性や動向を分析する。

- ・ 既存資料の整理（港湾取扱貨物量、入港船舶隻数、港湾利用者数、施設配置等）
- ・ 各種統計調査等から徳島小松島港背後圏の社会経済情勢等の動向の整理

3. アンケート調査

徳島小松島港の利用状況や現状の課題、また将来に向けた期待等について、今後の港湾の開発や利用に影響すると考えられる事項に関し、徳島小松島港の利用者である市民及び企業を対象にアンケート調査を実施する。

①市民アンケート調査

1) 市民アンケート調査計画の立案

市民アンケート調査実施要領について、調査計画を作成する。市民アンケート調査は徳島市・小松島市内在住の20歳以上の計2,000人程度に行う。

また、アンケート調査は紙媒体、及びwebを活用した電子媒体など複数の方法で行うこととする。

2) 市民アンケート調査票作成

徳島小松島港の利用状況や意見等を把握することを目的としたアンケート調査票を作成する。また、アンケート調査票に同封するため、アンケート依頼書、及び徳島小松島港を紹介する簡易パンフレット（A3判両面1枚程度）を作成する。

3) 市民アンケート調査票発送

アンケート調査は郵送により行うものとし、アンケート調査票の発送作業を行う。発送に当たっては返信用封筒を作成し、同封する。宛名ラベル、送付用封筒及び返信用封筒は発注者より提供されるものを使用する。

4) 市民アンケート調査結果とりまとめ

回収したアンケート回答を集計して分析を行い、調査結果を取りまとめる。

取りまとめにあたっては、徳島小松島港の現状の課題と要請等について、物流、交流、防災等の分野毎に整理を行い、今後の長期構想及び港湾計画の検討に資する基礎資料となるよう、取りまとめることとする。

②企業アンケート調査

1) 企業アンケート調査計画の立案

企業アンケート調査実施要領について、調査計画を作成する。企業アンケート調査は計 400 社程度に行う。

また、アンケート調査は紙媒体、及び web を活用した電子媒体など複数の方法で行うこととする。

2) 企業アンケート調査票作成

各企業の貨物輸送状況及び徳島小松島港の利用状況、また将来の徳島小松島港利用可能性や徳島市・小松島市への進出可能性等を把握することを目的とした、アンケート調査票を作成する。また、アンケート調査票に同封するため、アンケート依頼書、及び徳島小松島港を紹介する簡易パンフレット（A3判両面1枚程度）を作成する。

3) 企業アンケート調査票発送

アンケート調査はすべて郵送により行うものとし、アンケート調査票の発送作業を行う。発送に当たっては宛名ラベル及び返信用封筒を作成する。送付用封筒及び返信用封筒は発注者より提供されるものを使用する。

4) 企業アンケート調査結果とりまとめ

回収したアンケート回答を集計して分析を行い、調査結果を取りまとめ、企業ヒアリングを実施する事業所の選定も行う。

4. 企業ヒアリング調査

徳島小松島港立地企業及び企業アンケート調査結果より徳島小松島港の利用希望や用地需要が確認された企業計 80 社程度の企業ヒアリング調査を実施する。

1) 企業ヒアリング調査計画の立案

企業ヒアリング調査については、対象企業 80 社程度について、ヒアリング調査日時等を調整し、ヒアリング調査計画を作成する。

なお、ヒアリングにあたり対象企業のアポイントについては監督員と協議し決定する。

2) 企業ヒアリング調査票作成

徳島小松島港の利用状況の把握、業界動向や企業戦略等に基づく貨物需要や土地需要の把握、徳島小松島港の利用上の課題や要望の把握等を目的とした、ヒアリング調査票を作成し、調査実施前に発送してヒアリング資料とする。

3) 企業ヒアリング調査票発送

企業ヒアリング調査票は、状況に応じて電子メールや FAX 等で発送する。

4) 企業ヒアリング調査

ヒアリング調査票に基づき、企業ヒアリング調査を実施する。

5) 企業ヒアリング調査結果とりまとめ

ヒアリング調査結果を集計して分析を行い、整理してとりまとめる。

5. 港湾利用将来推計調査（簡易）

徳島小松島港の将来の利用状況について、現状の利用状況、アンケート及びヒアリング調査結果等を基に簡易な将来推計を行う。推計対象は以下の項目とする。

- 1) 将来貨物量（徳島小松島港全体の輸移出入別貨物量）
- 2) 将来隻数（定期・非定期航路別の隻数）
- 3) 土地需要面積

6. 徳島小松島港の課題と要請の抽出

現況特性等の把握や課題の抽出整理、各種調査を踏まえて、基盤整備の方向性について整理する。

7. 徳島小松島港が担うべき役割の検討

現況特性等の把握や課題と要請の抽出整理、各種調査を踏まえて、徳島小松島港が将来的に担うべき役割について整理する。

8. 徳島小松島港港湾台帳の整理

既存の徳島小松島港港湾台帳が紙ベースやPDFデータで保存されているため、データでの更新ができない状態となっている。このため、既存の港湾台帳や維持管理計画などを参考として、最新の港湾台帳を整理するとともに、編集可能なデータで作成する。